

刑事施設及び保護観察所の連携を強化した 性犯罪者に対する処遇プログラムの改訂について（令和4年度～）（概要）

収容中から出所後までのプログラムの内容の充実

【改訂の必要性】

（受講者の目標や取組内容の見直し）

従前のプログラムでは、
「夜出歩かない」など、再犯をしないための取組を
実行させる指導が中心
⇒プログラム受講者の前向きな意欲を活用する工夫
が必要

（指導効果が上がりにくい対象者群への対応の充実）

特定の問題性を有する者への指導効果が不十分
⇒指導効果が上がりにくい対象者群に対する更なる
処遇上の工夫が必要

【改訂後のプログラム】

- 再犯をしないという目標だけでなく、
将来なりたい自分や達成したい目標とその実現に向けた取組
を受講者に考えさせる。
- 受講者の前向きな目標に向けた取組や個々の強みに焦点を当
てた指導を行うことにより、受講者の主体性を喚起し、プロ
グラム全般の効果を高める。
- 小児に対する性加害や痴漢など習慣的な行動とみなせる性加害
を行った者など
特定の問題性を有する者に対応した指導内容を追加。

収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の実施

【再発防止計画の様式改正】

上記内容の充実に対応し“なりたい
自分”等に関する欄を設ける

「再発防止計画」（受講者自らが再
び性犯罪をしないために作成する計
画）の様式を刑事施設・保護観察所
で共通化

保護観察所による再発防止計画作成後の指導 等の実施

- ・毎月1回の頻度
- ・性的な興味関心・問題への対処状
況等に関する自己点検シートを受
講者が作成

指導効果の維持／再犯の兆候等の把握

自己点検シートの内容を踏まえ、
「再発防止計画」を点検・見直し